

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

◇一般型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用件数は 9,047 件。令和 7 年度経産省アンケートで令和 5 年度の適用有無及び令和 6 年度の適用有無を回答した企業のうち、令和 5 年度の一般型の適用事業者数は 224 法人（件）であり、カバー率は約 2.48%。
(カバー率：224 件÷9,047 件＝2.48 %)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和 6 年度の一般型の適用予定件数 225 件を割り戻して得られた数 9,073 件を、現行制度の令和 6 年度における一般型の適用見込事業者数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした。
(225 法人÷2.48%＝9,073 件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用実績は 899,445 百万円（9,047 件）。
2. 令和 5 年度の一般型の 1 件あたりの平均金額は、99.42 百万円。
(平均額：899,445 百万円÷9,047 件＝99.42 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込事業者数（9,073 件）に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 902,038 百万円を、令和 6 年度における一般型の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(9,073 件×99.42 百万円＝902,038 百万円)

◇中小企業技術基盤強化税制 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用件数は5,638件。
2. 経産省アンケートで推計した一般型の適用見込み数9,073件は、令和5年度の適用件数9,047件に対して増加率は100.29%。
令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用事業者数の5,638件に対して100.29%を掛け合わせて得られた5,654法人を現行制度の令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とした。
令和7～10年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
(一般型の増加率：9,073件÷9,047件＝100.29%)。
(中小企業技術基盤強化税制：5,638件×100.29%＝5,654件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用実績は25,762百万円(5,638件)。
2. 令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の1件あたりの平均金額は、4.57百万円。
(平均額：25,762百万円÷5,638件＝4.57百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込み数(5,654件)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた25,839百万円を、令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(5,654法人×4.57百万円＝25,839百万円)

◇オープンイノベーション型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用件数は3,120件。令和7年度経産省アンケートで得られた令和5年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は77法人であり、カバー率は約2.47%。
(カバー率：77法人÷3,120件=2.47%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和6年度のオープンイノベーション型の適用予定事業者数72法人を割り戻して得られた数2,915件を、令和6年度におけるオープンイノベーション型の適用見込み数とした。
令和7～10年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
(72法人÷2.47%=2,915件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用実績は22,645百万円(3,120件)。
2. 令和5年度のオープンイノベーション型の1件あたりの平均金額は、7.26百万円。
(平均額：22,645百万円÷3,120件=7.26百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込事業者数(2,915件)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた21,163百万円を、令和6年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(2,915件×7.26百万円=21,163百万円)

◇令和 8 年度税制改正に伴う影響

○適用事業者数の見込（将来推計）

<一般型・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

令和 9 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

令和 10 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

<中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

令和 9 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

令和 10 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

<オープンイノベーション型>

令和 8 年度 : 698 件

令和 9 年度 : 698 件

令和 10 年度 : 698 件

○減収額の見込（将来推計）

<一般型・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 52 億円

令和 9 年度 : 1,748 億円

令和 10 年度 : 2,168 億円

<中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 18 億円

令和 9 年度 : 47 億円

令和 10 年度 : 88 億円

<オープンイノベーション型>

令和 8 年度 : 134 億円

令和 9 年度 : 136 億円

令和 10 年度 : 136 億円